

令和 7 年 4 月 11 日

保 護 者 様

加古川市立平岡中学校
校 長 松 浦 幹 雄

非常時の生徒に対する措置の基準について

陽春の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、警報等が発表された場合の措置について、下記の要領で対応いたしますのでお知らせいたします。

つきましては、本紙を目につく場所に掲示していただき、ご家庭で共通理解が図られますよう、よろしく願い申し上げます。

記

I 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報発表の場合の対応

1 午前 7 時の時点で、「加古川市」に警報発表の場合

○生徒は自宅待機とする。

○午前 10 時までに警報が解除された場合

・学校からの連絡を待たせる。

・気象条件、通学路の状況、学校の実情を把握し、安全に十分配慮したうえで、原則として登校させる。

○午前 10 時までに警報が解除されない場合

・臨時休業とする。

2 始業時刻以降に警報が発表された場合

○発表時刻、気象条件、通学路の状況、学校の実情等を考慮のうえ、適切に措置する。

○下校させる場合は、安全に十分注意を払う。

II 地震（震度 5 弱以上）が発生した場合の対応

1 登校前に「加古川市」で発生した場合

○臨時休業とする。

2 登下校中に「加古川市」で発生した場合

○原則として登校させるが、状況に応じて適切に措置する。

○下校中に発表された場合、生徒の安全確認を行う。

3 始業時刻以降に「加古川市」で発生した場合

○揺れが収まるまで安全を確保する。

○揺れが収まったら、安全な場所（校庭や体育館等）に避難させる。

○下校させる際は、保護者と連携をとりながら、安全状況を確認のうえ、適切に措置する。

Ⅲ 竜巻注意情報発表の場合の対応

1 午前7時の時点で、「兵庫県」に発表の場合

○全校の生徒は自宅待機とし、解除されてから登校させる。

※発表後有効時間は1時間 「解除」の発表は出されないため注意が必要

2 登校中に発表された場合

○原則として登校・登園させるが、状況に応じて適切に措置する。

3 始業時刻以降に発表された場合

○舎外での活動をただちに中止し、舎内で活動させる。

○下校までに発表された場合、解除されるまで舎内で待機させる。

○下校中に発表された場合、生徒の安全確認を行う。

Ⅳ Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の対応

1 登校前に「兵庫県」に発信された場合

○全校の生徒は自宅待機とする。

2 登下校中に「兵庫県」に発信された場合

○自宅か学校の近い方に避難させることを原則とする。

Ⅴ その他の警報発表及び危険が予測される場合

1 津波、高潮、波浪警報については、当該学校長にて判断する。

2 警報が発表されていなくても、浸水等のおそれがある箇所等については、学校で点検し、通学路の変更等の措置を講じるとともに、安全面に十分配慮する。

3 登校・登園中に雷が発生した場合、生徒及び保護者の判断により、安全な場所に避難する。また、雷が遠ざかったのを確認してから再登校する。

※ 上記の原則に従う場合は、学校からの連絡はありませんので、ご了承ください。

※ 警報が発令されていなくても、保護者が危険と判断される場合は、登校時間を遅らせたり、休ませていただいてもかまいません。

※ 令和6年度は、下校の時間帯に雷雨が発生したため、帰宅させず学校で待機させたことがありました。今年度も、臨機応変に対応いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いします。なお、その際はスクリレ等でご連絡いたします。